

(商標登録令施行規則の一部改正)
 第五条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 様式第六の備考4中「別紙第4号12欄式」を「別紙第4号の12欄式」とし、「第41条の9」を「第41条の6」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)
 第六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第七中「様式第七(第16条関係)」を「様式第七(第16条関係)」に改め、同様式の備考20を次のように改める。

20 手数料計算用紙において、法第18条第1項第1号の規定による手数料の算出については、工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号)以下「特別法施行規則」という。第40条第2項の規定により見込額からの納付を行うときは、「1. 及び2. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(国内法)第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額を記載し、「予納口座振替」の欄には予納口座の番号を記載する。特別法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による算出を行うときは、「1. 及び2. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(国内法)第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には納付すべき手数料の額を記載し、「予納口座振替」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。
 様式第七の二中「様式第七の二(第16条関係)」を「様式第七の二(第16条関係)」に改める。
 様式第十八の備考一中「別紙第4号12欄式」を「別紙第4号の12欄式」とし、「特別法施行規則第41条の6」を「特別法施行規則第41条の9」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則の一部改正)
 第七条 工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則平成二年通商産業省令第四十一号の一部を次のように改正する。

目次中「予納」を「予納による納付及び口座振替による納付」に、「第四十一条の四」を「第四十一条の七」に、「第四十一条の五―第四十一条の八」を「第四十一条の八―第四十一条の十」に改める。

第二条中「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に改め、」に際して、を削る。

第五条の二第一項第十一号中「包括納付申出書」を「包括納付の申出」に改め、同条第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第四十一条第一項の規定による委任による口座振替による納付の申出に関する代理人の届出
 第五条の二第一項に次の二号を加える。

十三 第四十一条の五の規定による自動納付の申出
 十四 第四十一条の七の規定による自動納付の申出の取下げ

第六条第一項中「第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号まで」を、「第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号」に改め、同条第五十三号中、「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に、及び前号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項(一)を、前号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項)を加え、同条に次の一号を加える。))」に改め、「補正に係るものを除く。))」の下に、「及び第六十一号」を加え、同条に次の一号を加える。

六十一 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項又は実用新案法施行規則第二十一条第一項若しくは第二十一条の二第一項の規定による情報の提供

第十三条第一項の表の第十一号手続欄中「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に改め、」に際して、を削り、同条第二項中「規定中」を「表の9」に改める。

第十三条第一項及び同条第五十九号の規定による特定手続」を、「同条第五十九号の規定による特定手続及び同条第六十一号の規定による特定手続」に改める。

第二十三号第一号イ中「特定手続(」の下に「同条」を加え、及び第四十九号から第五十一号まで、を、「第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号」に改め、同号ル中「特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項、実用新案法施行規則第二十一条第一項若しくは第二十一条の二第一項又は、及び第六十一号」に改め、同条第三号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。

第二十三号の四第一号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。
 第二十三号の四第一号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。
 第二十三号の四第一号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。

第三十九条の二 法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)に規定する方法(以下、「口座振替」という。)により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。
 一 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 二 識別番号
 三 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
 四 金融機関の店舗の名称
 (振替番号の通知等)
 第三十九条の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。
 (口座振替による納付に係る手続の指定)
 第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第十五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

第十三条第一項及び同条第五十九号の規定による特定手続」を、「同条第五十九号の規定による特定手続及び同条第六十一号の規定による特定手続」に改める。

第二十三号第一号イ中「特定手続(」の下に「同条」を加え、及び第四十九号から第五十一号まで、を、「第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号」に改め、同号ル中「特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項、実用新案法施行規則第二十一条第一項若しくは第二十一条の二第一項又は、及び第六十一号」に改め、同条第三号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。

第二十三号の四第一号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。
 第二十三号の四第一号中「法第十五条第一項(一)の下に「法」を「見込額からの納付」の下に「の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による口座振替による納付の申出」を加える。

第三十条中「内容とするもの」の下に、「及び第十号第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るもの」を加える。

第三十四条の二第三十号中「までに掲げる」を「に掲げる」に改め、同条第三十二号中「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に、」第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出)を、第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出)に改め、係るものに限る。))」の下に、「及び第六十一号に掲げる手続」を加え、その補正を「これらの補正」に、「までに掲げる」を「に掲げる」に改める。

第三十四条の五中、「及び第四十九号から第五十三号まで」を、「第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号」に改める。

第三章 予納」を、第三章 予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第三十九条の次に次の三条を加える。

(口座振替による納付の届出)

第三十九条の二 法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)に規定する方法(以下、「口座振替」という。)により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。

一 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 二 識別番号
 三 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
 四 金融機関の店舗の名称
 (振替番号の通知等)
 第三十九条の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。
 (口座振替による納付に係る手続の指定)
 第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第十五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

第三十号中「内容とするもの」の下に、「及び第十号第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るもの」を加える。

第三十四条の二第三十号中「までに掲げる」を「に掲げる」に改め、同条第三十二号中「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に、」第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出)を、第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出)に改め、係るものに限る。))」の下に、「及び第六十一号に掲げる手続」を加え、その補正を「これらの補正」に、「までに掲げる」を「に掲げる」に改める。

第三十四条の五中、「及び第四十九号から第五十三号まで」を、「第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号」に改める。

第三章 予納」を、第三章 予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第三十九条の次に次の三条を加える。

(口座振替による納付の届出)

第三十九条の二 法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)に規定する方法(以下、「口座振替」という。)により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。

一 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 二 識別番号
 三 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
 四 金融機関の店舗の名称
 (振替番号の通知等)
 第三十九条の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。
 (口座振替による納付に係る手続の指定)
 第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第十五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

第三十号中「内容とするもの」の下に、「及び第十号第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るもの」を加える。

第三十四条の二第三十号中「までに掲げる」を「に掲げる」に改め、同条第三十二号中「法第十五条第一項(一)を、法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定)に、」第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出)を、第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出)に改め、係るものに限る。))」の下に、「及び第六十一号に掲げる手続」を加え、その補正を「これらの補正」に、「までに掲げる」を「に掲げる」に改める。

第三十四条の五中、「及び第四十九号から第五十三号まで」を、「第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号」に改める。